

各私立幼稚園・認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度大阪府認定こども園施設整備費補助金の事業募集について（照会）

このたび、文部科学省より認定こども園施設整備交付金の募集がありました。

つきましては、同交付金を財源とする標記補助金の事業募集を行います。令和3年4月及び5月に契約締結を希望する施設整備を予定されている場合は、下記により書類の提出をお願いします。

令和2年度からの継続事業（2か年目事業）についても、改めて協議書の提出が必要です。

記

1 対象園

- ・ 認定こども園
- ・ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園（施設型給付園を含む）

2 対象事業

- ・ 「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱（案）」の別紙2「幼稚園耐震化整備」に掲げる事業。

※ 認定こども園移行に際して、改築や補強により耐震化を図る事業が対象です。
リフォーム工事は対象になりません。

※ 昭和56年5月以前建築の建物で、耐震診断が完了していることが必要です。

※ 補助金要綱（案）の別紙1「認定こども園整備」、もしくは別紙3「防犯対策整備」に掲げる事業を実施する場合は、園が所在する市町村の認定こども園整備担当課にご相談ください。

※ 非構造部材（屋根や外壁、天井等）の耐震対策についても本件募集の対象事業となります。 整備を予定されている場合は、下記により書類の提出をお願いします。

- ・ 令和3年度に実施する単年度の事業を対象とし、原則繰越は認めません。
なお、2か年にわたる事業は、令和3年度の出来高を協議し、令和4年度に残りの分を協議していただくこととなります。

2 提出書類

- ・ 資料の順番については、次の順とし、それぞれの書類の先頭にインデックスを貼った仕切り紙を入れてください。
- ・ ファイリングは不要ですが、2つ穴を開けておいてください。

(1) 様式第2号 保育等整備交付金・認定こども園施設整備交付金協議書

(2) 様式第2号 別紙1 施設の配置図及び施設の経歴

別紙2 工事実施前の施設の平面図

別紙3 整備工事実施後の施設の平面図

(3) 按分率算定表、実支出予定額算定表（様式あり）

※ 同時に保育所部分の整備を実施する場合は、按分率算定表を提出してください。

- (4) 見積書（概算見積書でも可）
 ※ **耐震補強工事**の場合は、3者以上の見積書を提出してください。
- (5) 既存園舎の図面及び面積・建築年・所有者を証するもの（建築確認申請書の写し、登記簿謄本の写しなど）
- (6) 整備後の図面、各室面積表、運動場求積図
- (7) 工事工程表
- (8) 【2か年事業で申請する場合】各年度の工事進捗率の算出方法がわかる資料
- (9) 耐震診断表など、園舎等の耐震性についての資料
 ※ **耐震診断未実施の場合は応募できません。**
- (10) 【増築、一部改築等の場合】
 交付基準額算定に用いる、工事に係る定員の算出方法がわかる資料
- (11) その他参考となる資料

3 提出方法

お手数おかけしますが、データ送付及び郵送【2部】どちらも送付をお願い致します。

提出期限	提出方法	留意点
① 令和3年2月10日（水）	メール（データ）にて提出	データ送付の際は、全ての資料を一括しPDFにて提出して下さい。
② 令和3年2月12日（金）	郵送【2部】	

4 留意事項

- ・ **この照会への回答をもって、補助金の交付を決定するものではありません。また、内定前に契約したものは補助対象になりません。**
- ・ 認定こども園の整備について
 認定こども園の学校としての教育を実施する部分及び教育機能部分については認定こども園施設整備交付金（文部科学省）、児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育機能部分については保育所等整備交付金（厚生労働省）にて対応することとなる。
- ・ 認定こども園の整備の対象経費の算出について
 原則、学校としての教育を実施する部分又は教育機能部分、児童福祉施設としての保育を実施する部分又は保育機能部分の各々の床面積の割合により按分して算出すること。なお、上記の方法により対象経費を算出することが困難である等の事情がある場合には、この限りではない。
 この際、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金から各々補助するものとし、補助基準額は、各事業の定員に基づく単価を適用する。
- ・ 交付基準額の算出について
認定こども園を整備する場合、交付基準額の算定に用いる定員規模は、幼保連携型認定こども園にあっては1号認定こどもの認可定員、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園にあっては認定に係る1号認定こどもの定員を用いること。
- ・ 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合の交付基準額の算出について
 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。
 工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事にかかる定員数を算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。

なお、解体及び仮設工事については、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数（整備前）＝総定員数（整備前）×解体面積／既存施設の総面積」として、工事にかかる定員数を算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。

また、算定の際、「総定員数」や「整備する面積」、「整備後の総面積」については、教育部分（1号認定こどもにかかる部分）に係る値を用いること。

- ・耐震診断費、実施設計費について

幼稚園耐震化整備については、耐震診断費は交付申請年度の前々年度、実施設計費は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費として認める。

- ・大規模修繕等について

「大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱（案）」の別表3「大規模修繕等の取扱いについて」に定める事業とし、事業の下限額は要綱に定めるもの以外は500万円とする。

- ・防犯対策整備（ブロック塀等に係る安全対策を含む）について

幼稚園型認定こども園（整備後移行する施設含む。）に限り補助対象とする。補助金要綱（案）の別紙3「防犯対策整備」に掲げる事業となるため、園が所在する市町村の認定こども園整備担当課に相談すること。

幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園において同様の整備を実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金に申請すること。

また、本交付金は施設整備の補助を目的としており、工事等を伴わない単なる備品購入は対象とならないので留意すること。

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく整備について

協議書（様式第2号-1）に5か年加速化対策に基づく事業への該当の有無を記載する欄を設けているので、記載すること。なお、該当する事業の考え方は以下のとおり。

- (1) 倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is値0.3未満）の耐震化

学校施設等について、耐震診断を実施した結果、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is値0.3未満）であることを要件とする。

- (2) 安全性に課題のある非構造部材（屋根や外壁、天井等）の耐震対策

平成30年10月に実施した学校施設等の緊急点検の結果等で明らかとなった、安全性に課題のある非構造部材（屋根や外壁、天井等）の耐震対策であることを要件とする。

5 今後の予定

- ・ 2月中旬 文科省へ協議書提出
- ・ 4月上旬（予定） 文部科学省より内定額の提示
- ・ 4月上旬～ 大阪府より内定通知 ⇒ 事業着手

6 問い合わせ先

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当：蔭山

TEL 06-6210-9273 FAX 06-6210-9276

住所 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

電子メール shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp